

国分寺市監委告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年1月4日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子

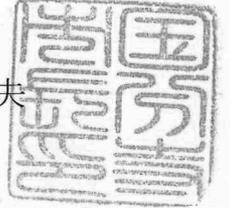


国政情収第2051号
令和4年12月27日

国分寺市監査委員

川畑一良様
高橋良子様

国分寺市長 井澤邦夫



令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について
(報告)

令和3年12月24日付け国監発第34号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和3年度財政援助団体等監査の結果に関する報告書 (勤労福祉サービスセンター)

1 各種規程について

事務手続きや責任体制が不明確な部分があった。明確にするよう整理されたい。

(措置内容)

当センターの各種規程については、見直しを進めているところです。
御指摘のありましたように、コロナ禍による「書面決議」についての規定を、次回の役員会で明記するような運びとなっております。

2 現金の取扱いについて

規程が無かったが、具体的に規定することが望ましい。

(措置内容)

年会費・インフルエンザ予防接種補助金・人間ドック受診料補助金・各種給付金等、当センターには現金を取り扱うものが多くあります。

当センターは、毎日の出勤でない臨時職員が2名おり、どちらかが出勤する体制です。実質、2名又は3名の対応となります。よって、出勤者全員が現金の取扱いをせざるを得ません。

今後事務規定の中に、現金の取扱いについての旨を盛り込みたいと考えております。

3 規程について

規程等を全体的に見直し、適切に改正するよう努められたい。

(措置内容)

御指摘いただいたように、規程等の全体的な見直しを行っておりますが、これからも適宜見直しを行い、当センター設置の目的に沿い、より良いサービス提供を行っていく所存です。